

東北工業大学

教職研究紀要

第7号

2022年3月

東北工業大学総合教育センター（教職分野）

目 次

仙台市立仙台工業高等学校見学のあゆみ －工業高校見学の開始からコロナ禍での中止、再開までの実践報告－	渡邊 幸雄 … 1
仙台一高の生徒指導 －特別活動を中心に－	加藤 順一 …13
仙台一高のSSHの取り組み －「学術研究」を中心に－	加藤 順一 …21
発達段階に応じた安全教育と児童生徒の主体的な学習活動	小川 和久 …27
人格権、覚書	片山 文雄 …33
執筆者紹介（執筆順）	41
2021年度 総合教育センター教職系 活動実績	42
東北工業大学総合教育センター「教職研究紀要」刊行規程	47

仙台市立仙台工業高等学校見学のあゆみ

－工業高校見学の開始からコロナ禍での中止、再開までの実践報告－

History of School Tour Program in Sendai Technical High School:
A Practical Report from the Establishment of the Tour Program,
its Cessation due to the Corona Pandemic, and its Resumption

渡邊 幸雄

WATANABE Yukio

1. はじめに

本学の教職課程の特色の1つとして、「一日実習」などの学校現場を体験する活動が、2年次からあることがあげられよう。すなわち、2年次では仙台市立仙台工業高等学校見学（以下、工業高校見学）（10月実施）、3年次では系列校の「仙台城南高等学校（以下仙台城南高校）一日実習」（12月実施）、そして4年次の「宮城県立聴覚支援学校（以下聴覚支援学校）一日実習」（11月実施）である。教育実習は、受け入れ校により様々であるが、4年次の前期で行われることが多い。さらに希望者は、宮城県教育委員会が日程等を調整する学校インターンシップに参加している。本学では、3年次の9月上旬の5日間を希望日としてお願いしている。これは、学生が夏季休業中で、高校では授業がある時期ということで設定している。

2年次の工業高校見学は、「見る・聞く」ということが中心になる。3年次の一日実習では、「見る・聞く」に加えて、高校生に対して、グループごとに大学生活や学生自身の学習していることなどを発表する場も設定してもらっている。「見る・聞く」だけでなく、「行う」という要素も加わる。4年次の一日実習では、教育実習での実践をさらに「深める」ことを目標としている。見学や講話に加えて、聴覚支援学校産業工芸科の生徒と共同学習・共同作業を行うことで、特別支援学校の現状を理解し、指導法について学びを深めていく。3年次の一日実習は「教育実習事前・事後指導」の、そして4年次の一日実習は「教職実践演習」の授業の一環として行っている。

いずれの実習も、学生に大きなインパクトを与えるもので、その後の教職課程履修のモチベーションのアップに繋がっていると感じている。しかし、この2年間は、コロナ禍で多くを中止せざるを得なかった。2020年度は、教育実習を除いてすべて中

止となった。2021年度は、3年次、4年次の一日実習、学校インターンシップが中止となった。その後、学校インターンシップについては、感染状況が落ち着いた12月10日に、半日の日程で見学と講話を中心に、学校見学の形式で実施してもらった。参加学生は、2020度の工業高校見学が中止になったこともあり、初めての貴重な体験となった。会場校の宮城県工業高等学校に深く感謝したい。

2021年度の学校現場を体験する活動で、教育実習を除いて実施できたのは、2年次の工業高校見学だけであった。次章からは、この工業高校見学について、立ち上げから2021年度の実施状況も含めて振り返りを行い、実践報告とするものである。

2. 先輩教員による講話（2016年度）

筆者は、2016年4月から、本学に在職し教職課程を担当している。筆者自身も高校教員の経験が長く、授業の中でもなるべく多く学校現場の経験に基づいた話題を取り上げることが心掛けてきた。ただ、直接生徒に教えるということからは、随分遠ざかっていたこともあり、現場で生徒に教えている教員の話聞く機会を設けたいと思っていた。教員といっても、それまでの経験などから様々であり、多様な視点からの話を聞くことが良いのではないかと思っていた。さらに、学生たちの先輩、すなわち、本学の卒業生の教員の話は、ロールモデルともなり、学生の心に届くと考えた。夏休み前から計画し、講義に少し余裕のある後期開講科目の「特別活動の指導」で行うこととした。また、2年次前期までは、工学部とライフデザイン学部と分かれて教職科目の授業をしており、この「特別活動の指導」から、教職課程履修者全員がそろそろという事情もあった。質問・回答も含めて一人30分と想定し、以下の3人の先生方をお願いすることとした。

石岡恒一先生（当時宮城県第二工業高等学校教頭）

房前有理先生（当時宮城県石巻工業高等学校教諭）

澁谷未来先生（当時宮城県立聴覚支援学校教諭）

石岡教頭はベテラン、房前教諭は中堅という位置づけであり、筆者が以前勤務した宮城県石巻工業高等学校で、一緒に勤務した方々であった。また、澁谷教諭は当時初任、学生に一番近い存在という位置づけで、本学の中島准教授の教え子であった。学生から質問事項を提出してもらい、教員を志した理由、教員生活、教科指導、生徒指導などの分野に振り分け、表にして各先生方に送り、そのことについても触れてもらうこととした。

3人の先生方の講話から、いずれもかなりの準備をして臨まれたことがうかがえた。学生の反応も、こちらが想定した以上であった。授業後の感想からも、「教師という

仕事に誇りを持っている、生徒に対して真面目に向き合っていると感じた」「教師になっても学ぶことの大切さを感じた」等、我々の伝えたいことが通常の授業よりもさらに学生の心に届いていた。また、「今後も教職科目をとっていかうか悩んでいたが、講話を聞いて来年以降も頑張っていきたい」、「教育実習が不安から、少し楽しみに変わった」等、モチベーションのアップに繋がっていくことも確認できた。このような試みは、何のために学ぶかを、考える良い機会になっていることを再認識した。

先輩教員による講話が、想定以上のインパクトを学生に与えたことから、さらに広がりを持たせるべく、学校現場を訪問し、そこで講話・講義を「聞く」だけでなく、あわせて施設・設備や授業を「見る」ことを計画することとした。3年次の仙台南高校一日実習は既に行われていたが、その前の2年次の段階で、学生自身が教職課程を履修する意義をもう一度考える機会ともなりうると思った。また、本学は工業大学であり、学生の取得する免許も「高校工業」が圧倒的に多い。ただし、入学生の約3分の2が普通科出身であり、教職課程履修者でも半数以上である。普通科はじめ工業高校以外の学校の出身者にとって、教員になった場合、ほとんどが配置される工業高校を見学することは、非常に有意義な体験であろうし、工業高校出身者にとっても、教職課程を学んでいる学生の目線で、工業高校をとらえ直すいい機会になると考えた。2016年度末の人事異動で、石岡教頭が仙台工業高校に異動となったこともあり、仙台工業高校にお願いすることとした。

3. 仙台工業高校見学開始初年度（2017年度）

3-1 計画

2017年度が始まって早々に、石岡教頭に連絡し調整をお願いした。教職課程履修者は、全学部・学科にまたがる。また、見学となると、少なくとも半日以上計画になる。通常の授業日では不可能である。この年は、たまたま10月16日（月）が勤労感謝の日との振替代替日となり、授業がないことからこの日で調整してもらった。後期は、「特別活動の指導」の第1回授業が9月21日（木）から始まり、10月16日までに4回の授業を行うことができる。準備も万全で臨める。なお、翌2018年度からは、本学の創立記念日で、やはり授業がない10月19日の実施とすることとした。

内容は、講話・講義、校舎見学、授業参観と、まさに、「聞く」と「見る」である。

- ① 講話 「工業科教員を目指す人たちへ」（校長または教頭を想定）
- ② 講義 「工業高校の学習指導」「工業高校の生徒指導」（「特別活動の指導」の授業を振り替えて行うことから、ホームルーム活動、学校行事等にも触れてもらうこととした。）

- ③ 校舎・施設見学（この年度は履修者が48名であり、2班に分けての実施をお願いした。）

授業参観（午後の授業1コマ分を自由に参観）

- ④ まとめ（質問事項等への回答等）

このような内容で依頼した。

3-2 実施まで

第1回授業の中で、学生に概要を説明し、工業高校見学にあたっての質問事項と、「自分なりの目標・ねらい」を記載し提出してもらった。「自分なりの目標・ねらい」については、

「工業高校ならではの設備や雰囲気を見学する。」

「現場の雰囲気を知っているのと知らないのでは、今後の学習に対する気持ちの入れようが変わってくると思う。今回の見学を自分に対する良い刺激に変えたい。」

「普通科と何が違うのかしっかり見てきたい。」

「自分は工業高校出身なので、他の工業高校の雰囲気を知りたい。」

というように、まさに、私がねらいとして思っていたことを書いていたことに加えて「自分が高校生の際に考えていたことを思い出しながら、教師という立場はどのようなのか理解したい。」

「現場の空気を体感して、将来の教育実習について具体的に考える。」

と、今後の教職課程や教員となるにあたっての、しかも自分の振り返りも踏まえてのねらいを記載したものもあった。第2回の授業で紹介し共有することで、事前にねらい等を確認してから臨むということは、概ね達成されたと思った。質問事項と目標・ねらいについては、見学の手引きに記載するとともに、事前に仙台工業高校にも送り、講義や最後のまとめのところで触れてもらうこととした。

3-3 仙台工業高校見学

① 開会、講話・講義

佐藤明嘉校長（当時）が、開会の挨拶を兼ねて、「工業科教員を目指す人たちへ」という内容で講話した。「工業高校の学習指導」については、教務部長の福島隆嗣教諭（当時）が、「工業高校の生徒指導」については、生徒指導部長の石橋哲雄教諭（当時）が、ともにスライドと資料をもとに説明した。福島部長は教育課程や教科指導について、さらに進路指導も含めて、幅広く説明してくれた。石橋部長は、生徒指導、そして学校行事、部活動など、学生の意見も引き出しながらの講義であった。

② 校舎・施設見学

A班を石岡教頭が、B班を柳瀬克紀主幹教諭が引率してくれた。引率の渡邊はA班、中島准教授はB班に同行した。高校としては、非常に大きな校舎であり、実習棟も含めて、相当な距離を歩いた。事前に、上履き持参をかなり強調していたのだが、学生もその理由がわかったようである。工業高校ならではの実習の状況も見学できた。授業参観の前に、どこでどのような授業が行われているかを確認する意味もあった。

③ 授業参観

広い校舎でもあり、渡邊、中島も、要所要所で学生の交通整理にあたった。通常の座学で授業の進め方について見学した学生も見られた一方で、午前中の校舎・施設見学で実習の様子も見たことから、実習を見学している学生も少なくなかった。

下の写真は、鑄造の実習を見学しているものである。



④ まとめ

石岡教頭が、質問事項のうち、講義では触れることのできなかつた項目について、時間いっぱい、真摯に回答してくれた。まさに、この見学は、佐藤校長、石岡教頭はじめ、仙台工業高校の絶大な支援のもとに実施できたものであるが、そのことを象徴するようなまとめとなった。

4. その後の展開（2018年度～2020年度）

基本的に、2017年度と同様の形式で実施した。なお、本学では、圧倒的に工業の免許取得者が多いが、ライフデザイン学部の経営コミュニケーション学科（以下MC科）の学生の取得できる教科は商業である。2017年度については、教職課程を履修しているMC科2年の学生はいなかったが、むしろそれは、例外的な学年であった。そのようなことから、2018年度以降は、専門高校の代表として仙台工業高校見学を行うという旨の説明をし、理解を得ている。もちろん、MC科の学生にも好評である。

また、最後のまとめで質問事項に回答してもらったが、時間が迫っていたこともあって、少し駆け足になってしまった。これは、質問事項を羅列した形式に問題があった。質問事項を整理・精選する形式に改めた。

2019年度は、曜日の関係で12月の公募制推薦型選抜等の入試日に実施している。この年は10月19日が土曜日だったからである。このため、3年次の仙台城南高校一日実習と日程が重なり、渡邊が仙台工業高校見学を、中島が仙台城南高校一日実習を引率した。校舎・施設見学の際、2班で実施していることもあり、4年次の菅野雅人さん（現宮城県気仙沼向洋高等学校教諭）に引率補助を依頼した。菅野さんは、初回（2017年度）の参加学生であり、仙台工業高校出身者でもあった。

2019年度入学生から、教職課程の履修科目が変更され、「特別活動の指導」から「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」となることもあり、工業高校等の専門高校で、総合的な学習の時間の代替として行われることが多い「課題研究」も含め、総合的な学習の時間についても講話の中で、実施形態など説明してもらうようにした。なお、仙台工業高校では、「総合的な学習の時間（現在は総合的な探究の時間）～自己の生き方とそれをとりまく社会の在り方について考えよう～」を1単位、「課題研究」を3単位で実施している。

そして2020年度のコロナ禍による中止に至る。教育実習も時期をずらすなどしてようやく実施した状況で、やむを得ない決定であった。

5 規模を縮小しての実施（2021年度）

5-1 実施まで

2021年度の依頼は年度当初から行っていたものの、細かな調整は、8月下旬から9月上旬にかけて、菅原孝久教頭を窓口に行った。9月上旬に入ると、宮城県における新規感染者数は減りつつあったが、100名を超える日もあり、まだ予断を許さない状況であった。そこで、以下の3点を前提に、最終的な文書による依頼を行った。

- ① 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が仙台市に適用されている場合は、中止とする。
- ② 参加教員、学生に参加前2週間の検温を実施し、問題がある場合は参加しない。
- ③ 授業参観は実施せず、12:30までで終了とし、昼食前に解散とする。

①については、幸いなことに、9月以降は、宮城県内の新規感染者数も急激に減少し、10月に入ると一桁の日が続き（実施日の10月19日は0であった）、比較的安心に進めることができた。②については、教育実習のルールを適用した。③については、実際に実施した時期は、落ち着いていた時期ではあったが、計画を策定した時期においては、適切な選択であったと思う。

5-2 実施内容

履修者は、学校見学の時点で34名であったが、31名が参加した。欠席者は、事前に参加できない旨の連絡があり、別課題で対応した。

今回学生から提出されたものを整理し、事前に提示した質問事項は以下の通りである。

- ① 工業高校と普通高校の違いはなんですか？
(同様の質問多数。授業のこと、部活のこと、職務の違い、生徒の違い、工業高校ならではのことなど)
- ② 工業高校の先生をやっていて良かったことはなんですか？やりがいに感じることはなんですか？
また大変だったことはなんですか？
- ③ 先生になるにあたって、どのような進路を歩んでこられましたか？
また、どうして先生になりたかったのですか？先生になって何をしたかったですか？
- ④ 実際に教員になったときと、なる前との一番のギャップ（思っていたのと違う）はなんですか？
- ⑤ 授業や実習で疲れてしまう時もあると思いますが、そのような生活の中で「頑張ろう」と思えるきっかけはありますか？
- ⑦ 授業で心掛けていることはなんですか？（授業の組み立てや工夫など）
- ⑧ 常日頃、何に気を付けて授業を行っていますか？
専門科目などで新しい内容を教えるにあたって、大切なことはなんですか？
実習の授業（指導）で気をつけていることはなんですか？（安全面など）
- ⑨ 先生方は、生徒のどこを見て評価しているのですか？
- ⑩ 生徒への対応で一番熱心に行っていることはどのようなことですか？一番苦労し

たことはどのようなことですか？また、教員として、何に気を付ければ良いですか？

- ⑪ 部活動の指導について、休日も練習を見ないといけなかったりする場合がありますが、どういうふうにしてモチベーションを維持していますか？

(1) 講話・講義

丹野高雄校長は、別の会議に出席ということで、菅原教頭に、開会の挨拶も兼ねて「工業科等教員を目指す人達へ」という内容で講話をしてもらった。引き続いての講義では、齋藤一豊主幹教諭、生徒指導部長小室隆博教諭が加わり、上記の学生の質問事項について、その分野を主に担当する教員が回答し、他の教員がそれを補足する形式で行われた。加えて、総合的な探究の時間のテーマや、課題研究の内容についても説明があった。また、学校行事や部活動についても、学校全体での位置づけなどの詳しい説明があった。今回はタイトな日程で、どうしても時間を気にしながらの運営という面もあったが、現場の教員の気持ちは、学生達に十分に伝わったと感じられた。

(2) 校舎・施設見学

2班に分かれ、菅原教頭と齋藤主幹教諭がそれぞれ引率してくれた。実習棟では、授業中のクラスを見学することもでき、通常の授業参観はできなかったが、施設見学も含めて貴重な体験となった。

下の写真は、実習棟1階で機械加工の説明を聞く学生達である。



5-3 学生の反応

様々な感想が寄せられたが、いくつか傾向があるように感じた。重なる部分もあり、また、非常におおまかなくくりであるが、以下に、学生の感想の一部を掲載する。

① 普通科出身者が工業高校を体感したというもの

「学校の規模の大きさである。私は、普通科の高校出身だったので、今回工業高校の中に入ってみて各学級の教室の他に、各学科に実験・実習室があり、学校全体がとても広く感じた。」

「今まで経験してきた普通高校との差を明確に感じることになると思います、緊張と心配をしていたが、今回の訪問のおかげで授業の形態や実際に活動している生徒の動きを見ることができ、生活を想像しやすくなったため安心することができた。このような見学の機会などがあることがありがたいと思う。」

② 工業高校出身者が自身の出身校と比較し考えたというもの

「全ての工業高校に違いなどないものだと思っていたが、訪問後はかなり違う部分があることが良く理解できた。1度訪問しただけでは学校の様子や良い所など詳しくは分からないが、物や機械など丁寧に使用していることや手入れがしっかりされていることがすぐに分かった。」

③ 講話・講義をしてくれた教員の熱意を感じたというもの

「教員の熱意が凄いという点です。お話をいただいた三人の先生方はとても落ち着いて話されていましたが、その熱意はとても熱かったです。」

「これから作っていく人材に対し、確かな技術を伝えていきたいという教員としての責務を全うしていることが容易に想像ができた。忙しい中、我々のために準備していただいたことを大変ありがたく思う。」

「生徒の「わかった」に喜びを感じることは真摯に向き合っているからこそであり、生徒にとって恩師になるのだろうと感じた。」

④ 教師のやりがいについて考えたというもの

「この大変な仕事でやりがいを感じることは、担任をしたときの思い出ができることや、生徒ができなかったことを教え、その内容がわかった瞬間だそうだ。私も高校の時に友達に教えてできるようになった所を見るととても嬉しかったのを覚えており共感できた。」

「実際に教育をしている「やりがい」をお聞きして、実際に教育をされている方々

がどのような「やりがい」を感じながら教育をしているのかがわかりました。」

⑤ 資格取得の必要性、重要性を感じたというもの

「いろいろな資格を取るといことです。これは工業系教員になるにあたって、身に着けておくべきことと言われたことです。そして生徒に資格を受験させるにあたって、自分が持っていないと話にならないということ考えさせられたので、これを実行しようと思いました。」

⑥ 民間企業を経験して教員になることをあらためて考えたというもの

「多くの教員が民間企業に勤務してから教員に就職していることだ。やはり、民間企業に就職することは教員になる上でとてもいい経験になると感じた。」

「教員の方々が一度民間企業に就職してから数年後に工業高校の教員になっていることを聞いてストレートに教員になっている人の話しか聞いてこなかったからこそ、民間企業で実務経験がある方々の教師と会社員の比較した話や教員以外のことを体験した話を聞き、今までに聞き及ぶことがなかったことであったため、とても有意義な時間となった。」

⑦ 今後の学生生活や教職課程履修について考えたというもの

「工業高校の教師がしなければならないこと、した方がいいことを教えていただき、あと約2年、どのように大学生活を送るべきかを考えるととてもいい機会になりました。私は特に資格をできれば学生のうちにとっておいた方がいいこと、人との繋がりを大切にすることの2つが印象に残っています。」

「座学と実習が関連付けられるように、教えているというのは、同じく座学や実験を講義で行う大学での学びにも通ずるもので、講義を受ける側の学生として、大学での学び方について意識し直すものがあつた。また、工業系は技術が日々進歩していることから定期的に勉強し直すことや、雑誌等で新しい情報の確認をしていると話されていて、生徒に専門的な内容を教えていく教員として非常に重要な姿勢であるように感じられると同時に、このような姿勢はその分野を学んでいき、携わっていく学生にも必要な姿勢であると感じた。」

⑤や⑥は、質問事項に回答する中で、話題になったことから、印象深かったと思われる。

6 おわりに

本稿は、先輩教員を招いての講義も含めて、その後の5年間の工業高校見学（ただし、2020年度は中止）のあゆみを振り返り、まとめたものである。工業高校を具体的にイメージできるようになっただけでなく、自己の学習、特に教職課程の履修事項との関連を考える機会となっている。学生自身が教職課程をとる意義を再確認し、モチベーションのアップに繋がっている。講話・講義の中で、教員の仕事の素晴らしさや誇りとともに、大変な一面も話してもらっている。それも含めて、教員となって後に続いて欲しいというメッセージは、確実に学生に届いていると感じた。

2021年度、2年次前期の「生徒・進路指導論」の授業の中で、重度の聴覚障害のある東北大学教育学研究科の大学院生を迎えて、聴覚障害についての説明、聴覚障害疑似体験、手話体験などを行った。これは、障害学生支援の啓発として、まず、教職課程履修者に体験してもらおうという本学学生サポートオフィスの提案を受けて実施したもので、初めての試みであった。学生に加えて、職員や筆者が顧問を務めるボランティア部の部員も参加して行われた。スライド、ワードの読み上げ機能、手話を駆使して進められた授業内容に、学生は、深く感じるが多かったようである。「1. はじめに」に記した4年次で実施する「聴覚支援学校一日体験」に向けても何よりの機会となった。

教職課程を履修していく上で、通常の講義内容に加えて、関連する様々な体験を重ねていくことは、有意義なことである。講義内容が、現場とどのように関わっているかという気づきにも繋がる。今後も、一日実習等の体験型授業を一層有機的に関連させ、また、上記に記したように、新たなものも取り入れ、発展させていければと思う。2021年度は、3年次の「仙台城南高校一日体験」、4年次の「聴覚支援学校一日体験」、3年次希望者の学校インターンシップはコロナ禍のために中止とせざるを得なかった。コロナ禍の収束を強く願う。

仙台一高の生徒指導

－特別活動を中心に－

Student Guidance at Sendaidaiichi High School:
Focusing on Special Activities

加藤 順一

KATO Junichi

1 はじめに

新しい高等学校の学習指導要領では特別活動の目標を次のように掲げている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この特別活動の指導ではそれぞれの学校の歴史や構成する生徒の資質などによって学校ごとの個性が色濃く出てくる。ここでは私が6年間校長の職にあった宮城県仙台第一高等学校（以下「仙台一高」）の取り組みを取り上げ、高等学校の生徒指導の在り方を考える一助としたい。

宮城県仙台第一高等学校は1892年に宮城県尋常中学校として創立された宮城県で有数の歴史を誇る普通科の高等学校である。私は平成24年4月に第25代校長として着任し、平成30年3月の退職までの6年間勤務している。

私の勤務していた期間の仙台一高の教育目標は次のようなものであった。

教育基本法並びに学校教育法に則り、人格の完成を目指し、社会に対する健全な批判力を養い、自主自立の精神に充ちた心身ともに健康な国家及び社会の有為な形成者を育成する。

この中で特に「社会に対する健全な批判力を養い、自主自立の精神に充ちた」という部分が仙台一高の生徒指導では中心となっている。

仙台一高の生徒は「一高は自由だ」とことあるごとに口にし、その高校生活は一般的な高校とは若干姿を異にしている。仙台一高の生徒指導の在り方はこれからの高校教育を考えていく一つの材料となるとの思いがあり、特別活動を中心に、その姿をここで紹介する。

2 生徒会活動

仙台一高には普通の学校には存在する生徒会長というものが存在しない。選挙で選出されるのは生徒総会の議長（以下「総会議長」）のみである。会長、副会長といった役職は存在しない。各種の委員会組織は存在するが、基本的に必要事項はすべて総会議長が招集する生徒総会で議決、承認されて動いていくという形をとっている。もちろん総会議長一人で何もかもやることはできないわけであり、総会議長がその支持者を組織し、そのメンバーが様々な役割を果たすことで活動していくことになる。

生徒総会の運営は生徒主体ということが貫かれている。一般の高校では行事の中に生徒総会があらかじめ用意され、授業をカットする形で時間が設定されて、生徒全員を体育館などに集めて、生徒会執行部が居並ぶ形で総会が開かれることが多い。しかし、仙台一高では総会議長は教員と実施日等の調整はするがあくまで昼休み時間の開催であって、授業をカットすることはない。総会が延びればそのあとの授業開始を遅らせ、その日のうちに授業を終えることの難しい時間になれば他の日に授業を振り替える形をとる。総会への出席も生徒の自由意志であり、教員が出席させようと動くことはしない。総会の場も体育館の中心に総会議長団が陣取り、その周りを生徒が思い思いに座り、取り囲む。定足数の確認も生徒自らが行き、場合によっては定足数に達せず総会が流会となる。総会時には担当教員は体育館の隅で見守る。関心のある教員は体育館2階のギャラリーから生徒の発言や展開を見守り、校長もその一人となっている。生徒会予算や行事関係など毎年生徒総会で決めなければならないことは概ね決まっているのだが、あくまで生徒自身が直接決めるという形にこだわった形で運営さ

れている。後述する大きな行事の発起人の承認も総会の大きな役割となっている。

教員の指導は助言が中心となる。生徒会担当の教員は総会議長らと密接な関係を保ち、どのような議題が取り上げられるのか、どういった流れを想定しているのかなどは把握し、助言するが、必要以上に立ち入ることは控える。総会の場合でも体育館の隅で見守るだけである。展開を見守り、進行状況を踏まえて、その後の授業の開始時刻などを管理職などと調整をしていく。総会の決議事項が学校との調整を必要とするようなものであれば、総会議長と学校の間での調整などに関わるが、一方的なやり取りになることがないように留意している。

3 学校行事

生徒主体ということは学校行事にも色濃く表れている。仙台一高には発起人制度というものがある。生徒主体の行事については、その行事企画・運営する意思を持った生徒が発起人として手を挙げ、その提案が生徒総会で承認されて、初めて行事の準備が動き出すという形になっている。生徒総会で承認されると発起人を中心に実行委員会が組織され、予算等を使うことも認められて、実施へと動いていくことになる。行事予定にはあらかじめ実施するのであればこの日ということによって日程を設定はしてあるが、万一発起人が出てこない、発起人が承認されないという事態になればその行事は行われぬという形になっている。

ここでは代表的な体育的行事「運動祭」と文化的行事「一高祭」を取り上げる。

3-1 「運動祭」

「運動祭」は例年4月下旬に行われる体育的行事である。前年度のうちに発起人が承認され、準備を少しずつ進めるが、新年度になって一気に準備が加速する。実施する種目や運営は基本的に生徒の実行委員会に任されている。クラス対抗であり、競技以外にクラスごとに応援のための幟を製作するといった企画も用意され、学年の初めにクラスの一体感をつくり出す大きな行事となっている。

指導面での課題を紹介する。棒倒し、騎馬戦などの接触系競技が多く、けがも多い。私が着任した当時は救急車が来るのが当然といった発言を生徒から聞くこともあったが、「その考え方は違う」と全校生徒にも講話の機会に話し、実行委員会にもけがをなくすにはどのように競技内容やルールを見直せばいいのかを考えることが必要と伝えることで見直しが進み、けがも減少した。

競技進行でも私が着任する前には進行が遅れているにもかかわらず、予定していた競技を予定していた形ですべてやろうとして終了が大幅に遅れたこともあったと聞い

ているが、進行が遅れているのであれば競技の制限時間や実施方法を当日進行しながらでも見直す必要があることを事前に実行委員に伝え、当日も状況を踏まえて担当教員が実行委員と協議をすることで、極端な遅延は生じにくくなっている。

「自由」ということと「何でもあり」ということとは違うということを意識させながら、生徒の自主性を最大限生かす方向で指導は工夫されている。

3-2 「一高祭」

仙台一高の文化祭「一高祭」は例年夏休み明け間もなくの時期に開催される。現在は文化祭を土曜日1日の開催とする学校も増えている中で、「一高祭」は土日月3日間の開催となっている。土曜日午前の記念講演は在校生のみだが、その後一般公開が始まり、1日目、2日目は体育館での夜祭もあり、多くの来場者のある一大行事となっている。多くの実行委員が開催前日から開催期間中は学校に泊まり込み、準備運営に当たっている。そのエネルギーには目を見張るものがある。

発起人が承認され、実行委員会が組織されるとテーマ設定から企画の立案、参加団体の募集、教室の割り振り、食品を扱う団体への指導、パンフレット作製、パンフレットに載せる広告の募集など、実に様々な役割を自分たちで割り振りして、こなしていく。記念講演の講師も話を聞きたい方を実行委員が考え、講演の依頼も行っている。

対外的な要素も多い行事だけに、教員は必要に応じて助言をし、課題を投げかける形となっている。食品関係では食品衛生の関係で家庭科教員などの出番もあるが、あくまで主体は実行委員であり、実行委員の頭越しに指導することは控えている。担当する教員と実行委員会の主要メンバーとの日常的な情報交換や信頼関係が重要となる。

対外的な部分の大きい行事であることもあって、外部から厳しいご指摘や苦情をいただくこともある。当然学校として必要な対応やお詫びはするわけだが、その一方で実行委員会にその内容を伝え、解決の方策を考えさせ、次につなげる指導を行っている。

3-3 発起人制度の課題

ここでは発起人制度の課題を紹介したい。発起人制度はやる気のある人間が自主的に立ち上がるという点では非常に良い制度ではあるのだが、行事内容の継続性という点では問題が残る場合がある。どうしてもその年度限り、一過性に終わってしまう危険をはらんでいるためだ。

実行委員会の組織は基本的に委員長を発起した3年生が務めるものの、3年生は組織内の各部門の指導助言的な役割を担い、実働の中心は2年生、初めてその行事の運

営に関わる1年生は、先輩を見ながらともかく動くといった形になっている。3年生にはその行事をやり遂げるということと同時に、次の中心となる人材の発掘、育成という意識も求められる。それがうまく機能すると行事の理念や反省の継承もスムーズで、次の年の発起人も育つ。しかし、その年だけを考える実行委員が中心になってしまうと、次を意識しない組織運営になってしまう危険性もある。そうした点に目を配ることも各行事担当の教員の大きな役割になってくる。

4 生徒指導の課題

特別活動を中心に紹介してきたが、ここでは特別活動も含めた仙台一高の生徒指導の課題を教員側の問題を中心に考えたい。

仙台一高の生徒はよく「一高は自由だ」と口にする。ただ「自由」が「気まま」に墮するのは極めて容易であり、仙台一高の歴史の中でも生徒自身の中からあるいは教員からたびたび問題提起されている。常に「自由」の意味を考えさせ、一方的な「自由」の主張に墮することがないように、生徒自身に考えさせていくことが最も重要な課題となる。生徒に対して機会あるごとに様々な問題を投げかけることが大切になってくる。

仙台一高の生徒指導は極めて難しいと考えている。それは生徒に問題行動が多いということではなく、生徒にどのように関わっていくかの裁量がきわめて大きいことからくる。服装、髪型といったことに規則があるわけでもなく、校舎は土足で明確な昇降口といったものもなく、校舎にはあちこちから入ることができる。休み時間に校外のコンビニに行っても全く問題はない。そうした環境において生徒に向き合うためには教員自身が自分の考えを持ち、それを生徒に語り、生徒の変容を促すだけの力が求められる。規則に従って「規則だから」と指導している方がはるかに楽だろう。規則がなくても「これはおかしい」「ここは考えさせる必要がある」という判断が個々の教員に求められる。

人事異動で異動してきた教員は戸惑い、中には指導しなくてもいいと思ってしまうものもあるが、自由と放任は違う、仙台一高の生徒にこそ生徒指導が必要と私は校長として折に触れて話してきた。教員は常に生徒に考える材料を投げかけなければならない。それは押し付けではなく、自分の問題として考える形のものとする必要がある。答えを押し付けるのではなく、生徒の出した答えが意に反するものであっても、それに向き合い、対話していく姿勢が求められる。生徒の自主的な活動に対しても、制限をするのではなく、大きな視野で見守り、問題が生じそうな所や逸脱しそうな部分に的確に助言していくことが必要だ。

校長在職中のある年の年度最初の職員会議で示した資料の一節に次のように書いている。

本校の生徒を社会に送り出していくときに何を身につけさせておきたいか、その点が生活指導の基本と考えています。生徒の気づきを待つとって何もしないというのは無責任であって、示すべきもの、気づかせるべきもの、考えさせるべきことなどははっきりと伝えてください。環境整備や清掃、交通安全、自転車の走行マナーなどはやはり繰り返し注意喚起し、考えさせなければならぬことです。教員として当然果たさなければならぬ責任だと思えます。繰り返し話しているように、本校の生活指導は本当に難しいものです。外面的な規制によらずに内面からどう変化させるか、それぞれの持ち味を活かした指導をお願いします。

ここに書いていることが生徒指導に関する校長としての考え方であった。

教員には人事異動があるわけだが、独自性の強い本校の生徒指導に習熟するまでにはどうしても時間がかかる。そうした経験を持つ教員が異動した穴を埋めることも容易ではない。そうした力量のある教員を校内で維持していけるかどうかが生徒指導の重要なポイントである。

5 終わりに

特別活動を中心に仙台一高の生徒指導を紹介してきたが、最後に生徒の自主性という点とは別の形で生徒指導の姿を示すものとして儀式的行事の一つを取り上げたい。卒業式である。仙台一高の卒業式はほかの学校に比べて極めてシンプルである。在校生の出席はなく、卒業生と保護者のみの出席となっている。全員の呼名の後、学年全体を代表する一人に対して卒業証書を授与、その後校長の式辞があるのみである。送辞も答辞も、来賓の祝辞もない。国歌や校歌の斉唱はあるものの、儀式自体は簡素なものだ。しかし、仙台一高の卒業式にはこの後がある。それは卒業記念講演である。毎年同窓会の協力を得て、同窓生で各界で活躍している方をお願いして、卒業生に講演をしていただいている。私が退職した年には東京大学社会科学研究所教授の佐藤岩男先生に「〈軍事〉と〈学術〉－「学問の自由」の意味を考える」という題でご講演いただいた。卒業を祝うとともに、これからの社会に生きるものとして考えてほしい問題を投げかける。これも仙台一高の生徒指導、特別活動の姿を示す好例だろう。

仙台一高の生徒指導は生徒に考えさせ、自主性を育て、自立的かつ自律的に行動できるようにしていくということで一貫している。将来社会の有為な形成者であるため

にはそれらのことは必須だと考えるためだ。現在の多くの高等学校の生徒指導の形とは異なる点も多いが、人を育てるという視点からは活かせる点も多いと考える。参考になれば幸いである。

参考資料

『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）』（2018）

仙台一高のSSHの取り組み

－「学術研究」を中心に－

Super Science High Schools Activities at Sendaidaiichi High School:
Focusing on "Academic Research"

加藤 順一

KATO Junichi

1 はじめに

私が校長として最後に勤務した宮城県仙台第一高等学校（以下「仙台一高」）は平成24年4月に文部科学省からスーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」）に指定された。平成24年度から平成28年度までの第1期5年間は『「知の復興」から「知の創造」へ～学都仙台における「知の拠点」の構築と発信～』を研究開発のテーマとして掲げた。平成29年4月には引き続き第2期の指定を受け、『科学技術知識を基盤とした「知の創出」を実行できる科学技術イノベーションリーダーの育成』を研究開発課題として掲げ、研究開発に取り組んでいる。

私は指定と同時の平成24年4月に校長として着任し、平成30年3月の退職までの6年間、校長としてSSH事業に関わった。校長任期の短い公立高等学校において1期目の指定期間すべてと2期目の初年度に校長として関わったことは幸せなことであり、そこでの経験を1期目の「学術研究」の取り組みを中心にまとめてみたい。

2 仙台一高のSSH

仙台一高のSSHの指定1期目の研究開発課題は次のようなものであった。

震災からの復旧・復興の原動力として社会とともに新たな国土を創り進めることができるとともに、校訓「自重献身」標語「自発能動」を国際社会で具現化しうる人材を輩出することを目指す。そのため、科学技術の知識基盤を構築し、課題発見・解決・発信と社会への積極的な参画ができ、自ら学んだ研究を常に社会へ還元する視点や多様な価値観を修養させる教育課程、学習指導法に関する研究開発を行う。

この研究課題の中で校長として特に意識したのは科学技術の課題発見・解決・発信の部分であり、その研究開発の中心となるのが学校設定教科「学術研究」であった。

学術研究は「総合的な学習の時間」の代替教科として設定したもので、「総合的な学習の時間」の探究活動をより深化、発展させることを目指したものである。

同時に仙台一高のSSHは普通科全体で行うということが重要なテーマであった。SSHはともすると理数系の突出した才能を育てるものとの印象を持たれるが、仙台一高ではスタートの時点から理系のみならず文系も含めた普通科全体の生徒を対象とすることとしていた。2年目の報告書の巻頭言で私は次のように書いている。

科学技術の振興にはトップを走る人材が必要であると同時に、その科学技術の必要性を理解し、支える社会の構成員が必要です。それだけに本校では理科系の生徒にとどまらず、文科系の生徒も巻き込んで普通科としてのSSHを充実した形で展開したいと考えております。

これからの社会を生きる者にとって文系、理系を問わず科学的見方、考え方を身に付けることは必要なことだということが指定を受けた時点からの一貫した強い思いであり、それに基づいて研究開発に取り組んできた。

3 学校設定教科「学術研究」

ここでは学校設定教科「学術研究」について説明したい。

「学術研究」は「総合的な学習の時間」の代替として設定したもので、1年生に「学術研究基礎」（1単位）、2年生に「学術研究S」「学術研究A」「学術研究B」（各2単位）が設定されている。「学術研究S」は自然科学系で高度な研究に取り組もうとするもの、「学術研究A」は自然科学系の様々な研究に取り組もうとするもの、「学術研究B」は人文科学、社会科学系などの研究に取り組もうとするものとなっており、2年生ではS、A、Bの中から全員がいずれかを選択することになる。いずれの科目でも課題研究を通して、情報を収集・分析・活用する能力や論理的思考力、表現・伝達の能力の伸張を目指している。

3-1 「学術研究基礎」

「学術研究基礎」は大きく2つの部分からなっており、前半は「学術研究入門」と「合同巡検課題研究」、後半は「災害研究」となっている。

「学術研究入門」では本格的な研究活動を前に、「研究論文の読み方、書き方」、「デー

タの整理の仕方」、「情報の正しい理解」などの基礎的な指導を行う。その基礎の実践として次の「合同巡検課題研究」が設定されている。「合同巡検」はSSH指定前からある学校行事で、校外（青森県三内丸山遺跡や浅虫温泉付近の海岸）に出かけ、地理・歴史、生物・地学分野の現地教育を行うものである。「合同巡検課題研究」では巡検前に海洋生物の専門家の海洋生物調査法等に関する講演会を聞いたのち、おもに海洋生物分野でグループごとにテーマを設定、事前の研究を進めたうえで、現地で調査、帰校後にレポート作成、ポスター発表を行う。テーマ設定から発表までの基本的な流れを体験させることに主な目的がある。

「災害研究」は「災害研究記録」「災害に対する人間と社会の対応研究」「防災・減災・復興のための科学技術研究」「災害理学研究」の4つの研究部門を設定、研究部門・分野の希望調査をしたうえで、班・グループ編成を行う。各グループ内でテーマを設定し研究を進めるのだが、教員のほか外部の研究者、学生などにティーチングアシスタントを依頼、「先行研究」「仮説の設定」「仮説の検証」「結果・考察・結論」という展開を意識してまとめることを指導する。こちらもレポート作成、ポスター発表を行う。

「学術研究基礎」では2年での「学術研究」の本格的な展開を見据えて、一定の方向性やテーマを限定する形での研究発表活動を行うことで、研究の流れ、手順に慣れさせることが指導の中心となる。

3-2 「学術研究S・A・B」

2年生の学術研究は生徒の希望を集約し、そのうえで個人研究・グループ研究のどちらで行うかを生徒が決めて研究に取り組む。研究テーマに関しても各ゼミの担当教員と生徒が話し合う中で詳細なテーマを決めていくことになる。1年の「学術研究基礎」の2月、3月の時間で科目についての説明や事前指導を行ったうえで生徒の希望を調査し、ゼミを決定していく。

「学術研究S」は自然科学系の専門分野について、各分野の専門家の指導助言を受けながらグループ研究に取り組む。外部の発表機会なども積極的に活用し、研究の深化に努めていく。「学術研究A」は自然科学系の専門分野に分かれて、グループ研究あるいは個人研究に取り組む。「学術研究B」は人文科学、社会科学系の各自が興味関心のある分野についてグループ研究、個人研究に取り組む。

特徴的なこととして「校外研修」との関係がある。「校外研修」はSSH指定前からある2年生の学校行事で、生徒がグループを作り、それぞれが興味関心のある大学、研究機関や企業に事前にアポイントを取って訪問し、それぞれの疑問や問題意識について話を聞くというものである。SSH指定後はこの「校外研修」で自分の進める研

究に関係する専門家や機関を訪問し、それまでの研究成果等について助言や指導を求めることを行っている。この「校外研修」での訪問が生徒の研究の深化には大きな力になっている。

研究はゼミ内での中間発表、そこでの指摘を踏まえての研究の深化、全員でのポスター発表会、論文作成、ゼミ内での口頭発表、各ゼミ代表による校外に場所を借りての全体発表へと続いていく。

3月に行う全体発表は校外のホールを借り、SSHの運営指導委員の先生方に審査をお願いし、運営進行も生徒が担当する形で行うが、毎年生徒の成長を実感できる場となっている。

3-3 「学術研究」の指導体制

仙台一高のSSHは生徒が全員対象であるのと同時に、指導にも教員全体が当たる。指定初年度に校務分掌として「SSH研究部」を設置し、そこが研究開発活動の中心を担っているが、指導はその部署や特定教科の教員に任せるのではなく、全員で当たることが基本となっている。1年の「学術研究基礎」は1学年所属の教員全員と理科、情報、地理など関係する教科の担当者、2年の「学術研究S・A・B」は2学年所属の教員全員とゼミ開設の必要に応じて学年外でも音楽、体育、情報等の教員が指導に加わる。教員の負担は大きいのだが、指定から数年で全教員が深く「学術研究」の指導に関わることになり、教員のSSHに対する理解も深まってくる。そして何より大きいのは教員全体が答えのない探究活動の指導に習熟していくことである。日常の教科指導では知識注入型になりがちな教員であっても、探究活動ではその指導の形は通用しない。テーマ設定一つをとっても生徒と向き合い、その問題意識を掘り下げ、生徒に寄り添う形で研究の方向を助言することが求められる。この経験が教員にもたらすものは大きい。

3-4 「学術研究」の評価

「総合的な学習の時間」の評価は文章表現によるものでよいとされているが、「学術研究」は文章表現のほかに5段階評価を行っている。その評価方法は指定期間中も様々な工夫がなされてきた。基本的には毎時間のグループ活動は生徒の相互評価、ポスター発表は担当教員の評価と生徒の相互評価、レポートは担当教員の評価となっている。特に大切にしてきたのは生徒の相互評価であり、他者を評価することで客観的な評価の視点を育て、他者の評価を受け止めることで、自律的な学びの変容を求めてきた。

また、多くの教員が関わり多面的に評価することが必要なことからルーブリックチャートの作成など、ルーブリック評価、ポートフォリオ評価などの研究も行ってき

た。1期目を通じて確固とした評価の形にはならなかった部分もあるが、生徒の自己評価のループリックなどが形としてまとまってきている。

4 おわりに

平成30年告示の高等学校学習指導要領では「総合的な学習の時間」を引き継ぐ「総合的な探究時間」の目標を次のように書いている。

目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおりに育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

仙台一高のSSHにおける「学術研究」指導の取り組みは、この目標に沿い、深化させるものであると考えている。

「学術研究」の指導を通して校長として考えたことは、「学術研究」の指導にはストーリー性が必要だということである。むやみに課題設定を求めてもうまく取り組めない生徒も出てくる。限られた範囲での共通テーマでの研究から始め、そこで研究手順に慣れさせ、そのうえで次のステップへと進めていく。校外活動などとも連携させ、研究の深化を促すといったことを意図的に組み立てていくことが重要になる。展開のストーリーがあり、その流れが見えることで生徒も指導する教員もそれぞれの段階で何を目指すかが明確になると考える。

SSHの指定から年数がたつと上級生の発表を見る機会や過去の生徒の研究成果にふれる機会も増えてきて、そのことが身近なモデルとして生徒の活動を深化させていくことも実感している。先輩をロールモデルとできる環境を作ることも「学術研究」を深化させるためには重要なことだと考える。

SSHの取り組み、特に「学術研究」は生徒、教員の負担が大きいとの声は全期間を通じて校長の耳にも届いており、その声にも理解できる点はあった。しかし一方で

「学術研究」を通しての生徒の成長は目を見張るものがあるのも事実であった。これからの高等学校の教育の中でこうした取り組みが必須であることは疑いようがない。

この実践記録は校長としての一面的な見方であり、仙台一高のSSHの取り組みは私が退職した後も続いている。退職後の変化もあると思う。ここでは仙台一高の取り組みが多少なりとも教育の変革に役立つことを祈り、この雑駁な実践記録のまとめとしたい。

○参考資料

『平成 24 年度指定スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施報告書』（第 1 年次～第 5 年次）（宮城県仙台第一高等学校）（2013～2017）

『平成 29 年度指定スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施報告書』（第 1 年次）（宮城県仙台第一高等学校）（2018）

『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）』（2018）

発達段階に応じた安全教育と児童生徒の主体的な学習活動

Safety Education for School Children and Students and Their Proactive Learning Activities
According to Developmental Stages

小川 和久

OGAWA Kazuhisa

1. 問題と背景

学校教育において、効果的な安全教育を推進していく上で考慮すべき重要な観点は、(1) 発達段階に応じた教育内容・方法を用いること、(2) 児童生徒の主体性を重視した教育を実践することである。本稿では、この2点に関して、教育実践例を紹介しながら、その理論的背景について考察していくこととする。

なお本稿では、安全教育の概念を「リスク・危機が潜む環境に適応するために必要な資質・能力を育成すること」と定義する。言い換えると、児童生徒の「リスクマネジメント」あるいは「危機管理」に関わる資質・能力を育むことを、ここでは安全教育の目的とする。学校安全は、「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3領域から構成される¹⁾。近年、児童生徒の生命を脅かす様々な事件・事故・災害が発生しているという現実に対して、自らの命を守り、他者の命を守り、安全な社会づくりに貢献する力が子どもたちに求められている。こうした教育的課題を解決するために、安全教育が一層推進されることとなったが、最近では、安全教育の評価という問題が議論されており、態度変容や行動変容等の成果が得られるよう、より効果のある安全教育の導入が要求されている。

そこで、教育効果をもたらす上での重要な要件、すなわち「発達段階に応じた安全教育」「児童生徒の主体性を重視した安全教育」という2つの問題について、以下に論じることとする。

2. 発達段階に応じた安全教育とは

子どもは成長とともに心身の特性、環境に対する認知的枠組み、社会の出来事に対する興味関心など、様々な側面を変化させていくことから、当然のごとく各発達段階

の特徴に応じた教育を展開する必要がある。では、発達段階に応じた安全教育とは、どのようなものであろうか。この問いに対する答えを見出すには、そもそも学校安全のリスクマネジメント・危機管理に関わる資質・能力が、どのような構成になっているのかを考える必要がある。

表1は、交通行動の階層的アプローチ理論²⁾の考え方を、学校安全に適用した場合の構造図である³⁾(オリジナルの構造図に、一部、筆者が変更を加えている)。学校安全に関わる資質・能力がどのような構成要素から成り立っているかという観点から、この階層構造を見ていただきたい。大きく分けると、3つの階層から構成されている。第1層に「安全行動の基本と社会参加」を位置づけ、安全行動に必要な基本的な知識、ルール、決まり事についての学習が基盤として位置づけられている。例えば、交通安全であれば、道路の右側・歩道・路側帯を歩くこと、信号や標識の見方などがこの第1層に含まれる。次に習得が求められているのは、時々刻々と変化する環境に適応する能力である。これに対応するのが第2層の「変化する環境への適応」である。代表的な例は、危険予測・危険回避であり、安全マップづくりの学習である。ルールや決まり事通りに行動していても、安全が完全に確保されるわけではない。その時々状況変化に即して、リスクを回避する行動を適切に選択する必要があることから、この第2層の資質・能力は、現実場面での安全行動の実行に不可欠な要素だと言える。さらに学習を発展させていくと、第3層の「地域の安全への貢献と責任」という資質・能力が必要となってくる。安全について学んだことを地域に発信する、地域の高齢者や幼い子どもの安全確保について考えるなど、社会を構成する一員として、地域社会

表1. 安全行動に必要な資質・能力の階層構造と3領域の代表的な教育内容

階 層		生活安全 (防犯)	交通安全	災害安全 (防災)
第3層	地域の安全への貢献と責任	応急手当、地域見守りボランティア	下級生への模範行動、幼児・高齢者の安全確保	地域防災訓練への参加、避難所での生活と役割
第2層	変化する環境への適応	危険予測・危険回避、防犯マップづくり	危険予測・危険回避、飛び出すときの心理、交差点での安全確認	危険予測・危険回避、防災マップづくり
第1層	安全行動の基本と社会参加	学校施設の安全な利用の仕方、不審者対応と教職員への通報	信号の意味、歩く場所、道路横断の仕方	避難訓練、災害への備え

小川和久 (2021)³⁾より引用

の安全に貢献する姿が求められる。いわゆる市民性教育に対応する資質・能力がこの第3層に含まれる。

発達の、幼児・小学低学年児童は第1層の学習から始まり、活動範囲が広がる小学中・高学年児童になると第2層の学習に取り組む必要がある。さらに、青年期にある中学生・高校生については、第3層の学習へと発展させていき、このように成長に伴い学習内容の比重を、第1層から第2層へ、第2層から第3層へと移行させていくというのが、この階層的アプローチの考え方である。

とくに青年期にある中学生・高校生に対する安全教育を考えた場合、第3層の比重を大きくすることの教育的意義は大きい。青年期になると「自分は大丈夫」という意識が強くなり、安全に対する関心が薄れていくというのが一般的な傾向である。交通安全講話や避難訓練といった一般的な教育手法は、この年代の生徒には、心を動かすほどのインパクトを与えない。多くの学校において、マンネリ化した安全教育をどのように改善していくかが大きな課題となっている。そこで、従来の教育的アプローチを修正し、他者や地域のリスクを考え、地域社会の安全のために自分にできることは何か、地域の安全に関わる問題を解決するにはどうすべきかと働きかけていく方法を提案したい。

最近の若い人たちは、気候変動の問題、ESD、SDGs への関心が高いためか、第3層の要素から問題提起していくと、安全教育に比較的熱心に取り組む姿勢が見受けられる。自分に関わるリスクマネジメント・危機管理から、他者や社会のリスクマネジメント・危機管理へと、その意識を成長とともに拡大発展させていくという方向性は、効果的な安全教育を展開していく上で有用である。このように階層性という考え方に基づいて発達段階に応じた安全教育を展開することで、最終的に態度変容・行動変容という実質的な教育成果が得られるのではないかと考えている。

なお、階層的アプローチ理論²⁾のオリジナルの考え方では、4層構造の階層性が提唱されている。しかしながら、学校現場での安全教育の普及を考慮すると、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」という新しい学習指導要領で示されている資質・能力の3要素⁴⁾に対応させた方が説明しやすいと考え、要素を3層構造に集約することとした。「何を知っているか、何ができるか（知識・技能）」は、オリジナルの階層的アプローチ理論では第1層（基本的操作技能）に、「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」は第2層（状況適応への習熟）に、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」は第4層（人生の目標と生きるための技能）にそれぞれ概ね対応している。オリジナルの階層的アプローチの第3層にある行動プランに関する要素は、表1の構造図では第2層に含まれるものとして省略することとした。

3. 児童の主体性を重視した安全教育とは

2011年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、その後、学校安全がより一層推進されることとなり、安全教育の方法論に関する現場の経験が相当に蓄積することとなった。一方、指導上の課題も数多く見出され、最近、頻繁に指摘されていることは、自分事として課題を認識して問題解決に取り組むことが、態度変容や行動変容に結びつくという点である。言い換えると、他人事として課題を認識している限り、表面的な理解に留まるおそれがあるということである。したがって、効果的な安全教育を実践する際には、当事者意識をもって課題に関わり、自らの意志をもって学びを深めていく過程が、学習の中で経験される必要がある。

また、前述の階層的アプローチにおいて、第3層「地域の安全への貢献と責任」に関わる資質・能力の育成へと学習を発展させていくにつれて、個人の生き方と深く関連することから、子どもたちが主体的に学ぶという過程が必然的に重要となってくる。学んだことを発信する・伝えるといった主体的な表現の機会が増えていくことから、子どもたちが自ら考えるというプロセスを重視する必要がある。

この主体的な学習活動を推進していくためには、指導においていくつかの工夫が必要となる。その実践例を紹介したい。筆者の研究活動の一環として、2018年度に高知県内A小学校において、小学3年生を対象とした交通安全の一連の教育活動に関わる機会があった。校区の危険箇所を子どもたち自身が探索するというフィールド調査や、交通安全マップを作成して下級生に伝えるという活動などが実践された。

重要な点は、「なぜ交通安全を学ぶのか」という問いかけがあったことである。この問いに対して、3年生からは、1、2年生の交通安全のために何かしたいという意見が提出された。そこで、低学年児童の飛び出しを防止するため、「止まる」行動を促すマークのデザインを考案することとなった。低学年児童が止まりたいという気持ちになるようなデザインとはどのようなものか、3年生の一人ひとりが思考を巡らせることとなった。

図1は、児童の一人が考案したデザインであり、児童同士の投票で一位に選ばれたものである。「足をそろえる＝止まる」というシンプルなメッセージが表現されたデザインに、子どもの豊かな洞察力と創造力を窺い知ることができる。おそらく過去の学習経験、たとえば体育の授業や運動会などでの行進の練習時に、「止まれ」という号令に対して、足をそろえて止まるという行為が連想されたのではないかと推察する。

この教育実践例より、主体的な学習活動とは何かと考えたとき、子どもたちの学びの中に次の2つの過程が含まれていることが分かる。第一に「なぜ安全を学ぶのか」という働きかけがあり、その問いに答えるため児童の思考や表現が引き出されたこと、

第二に「足をそろえる＝止まる」という過去の学習経験の延長上に表現が創造されたということである。この2つの要素が、我が事としての課題意識を醸成させるのではないかと考えている。

なお、児童が考案したデザインは、現在、路面標示のステッカーとして、校区に数箇所ある横断歩道の手前に貼られており、低学年児童の飛び出し事故防止に役立てられている。

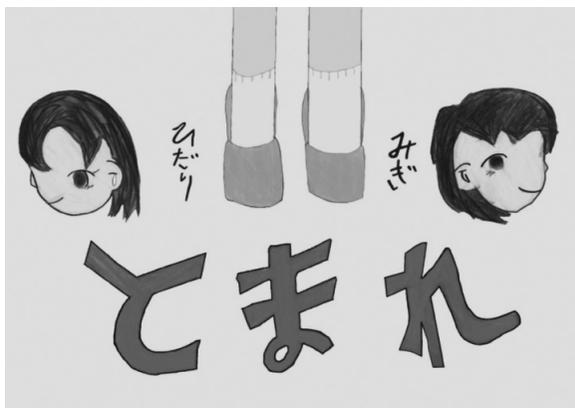


図1. 児童が考案した「止まってね」マーク

4. 生徒の主体性を重視した安全教育とは

もう一つ、高校生を対象とした交通安全活動の実践例を紹介する。高校生に関しては、自分たちの課題を自分たちで解決していくよう、生徒自身が教育活動を企画し運営する方法を提案したい。生徒会や交通安全委員会の生徒たちに協力を求め、例えば、在校生の事故防止、危険箇所に関する情報共有などの問題を提起し、生徒同士で問題解決の議論を積み重ねるよう働きかけていく。ただし、話し合いにあたっては、次の3点を要件として提示することが重要である。(1)できるだけ生徒全員が関与できる活動を考えること、(2)下級生や新入生に継続的に伝える方法を考えること、(3)楽しい活動にすることである。(1)と(2)は当事者意識の縦横の広がりであり、(3)はモチベーションに関わることである。

岩手県内のB高等学校では、2019年度より生徒主体の交通安全シンポジウムを開催している。在校生を対象にアンケート調査を行い、通学中の事故の実態や危険箇所に関する情報を収集する、新入生向けの交通安全CM動画を制作するなどの活動を進め、その成果を全校生徒が参加するシンポジウムで披露し、生徒同士で議論を行うという取り組みである。筆者もこのシンポジウムに参加したことがあるが、司会、運

営は、すべて生徒会のメンバーが担当していた。筆者は専門家として、生徒から意見や助言を求められるという立場であった。活動の主体は生徒自身にあり、大人は生徒の活動を支援するという形態であった。

高校生による主体的な活動を推進することの利点は、当事者意識を促すということだけにあるのではない。高校生は、問題解決のアイデアが豊富だということを指摘したい。生徒同士が議論を始めると、大人が思いもつかないような独創的なアイデアが次々と提案される。たとえば、ヘルメット着用推進に関しては、「ヘルメット着用週間を設定し、段階的に着用率を上げる」「スポーツタイプの自転車を利用する生徒から率先してヘルメットを着用する」などである。現在、こうした生徒主体の活動を広く普及させるため、リモート会議などを活用して、県内外の高校生同士で意見交換ができるような取り組みを推進している。主体的な活動が効果をもたらすのであれば、私たち大人は、学校安全に関わる様々な問題解決を、児童生徒にもっと委ねてもよいのではないだろうか。

【文献】

- 1) 文部科学省 (2019). 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- 2) Hatakka, M., Keskinen, E., Gregersen, N.P., Glad, A., & Hernetkoski K. (2002). From control of the vehicle to personal self-control: broadening the perspectives to driver education. *Transportation Research Part F*, 5, 201-215.
- 3) 小川和久 (2021). 教育活動を通じた「リスクマネジメント・危機管理」に関わる資質・能力の育成について *教育展望*, 67 (9), 11-17.
- 4) 文部科学省 (2017). 新しい学習指導要領の考え方 - 中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ - Retrieved from <https://www.mext.go.jp> (2022年3月10日)

人格権、覚書

Memorandum of Personality Rights / Persönlichkeitsrecht

片山 文雄

KATAYAMA Fumio

1. はじめに

情報法を講義するとき、とくに知的財産権（なかでも著作権）とプライバシー権を講義するとき、隠れたキーワードのひとつが人格権 personality rights/Persönlichkeitsrecht である。それは広義の著作権の一要素として（広義の著作権は、著作財産権と著作者人格権から成る）、またプライバシー権の上位概念として（プライバシー権は人格権の一要素とされる）、それぞれの場面で重要な役割を果たしている。

人格権の概念には、しかし、わかりにくいところがある。この概念は、財産とは区別される「人格」的利益を保護するという目的のために、私法上の権利として発展してきた。しかし同時に、私法上のそれとは別の目的のために、憲法学上でも一部の研究者らは「人格」の概念をキーワードとして用いてきた。

本稿は、私法上そして情報法上の場合と、憲法学上の場合とで、人格権の概念に込められた狙いはどのようなものであるか、この概念はどのように機能しているのか、についての最低限度の整理を行うものである。このような課題設定は一種のメタレベルの検討であり、人格権の具体的内容や解釈を考察することとは異なる。しかしこのメタレベルの検討は、法学部ではない場所で（つまり必ずしも多くない授業時間で）情報法、憲法を学ばなければならない学生に対して、さまざまな人格権についてできるだけ明快に教えるため留意しなければならないポイントを探るために、欠かせない準備作業の一つと思われる。

2. 私法における人格権

私法、すなわち私人相互の法律関係を規律する法の代表として民法がある。それは財産法、家族法から成る。財産法はさらに契約、（契約の前提としての）所有に関する規定を含むが、それに加えて、契約や所有に関わるルールだけでは解決できない紛

争が生じたときのために、不法行為という制度もまた用意されている。例えば交通事故によって身体に損害を受けたとき、相手のドライバーと自分とのあいだには契約関係がないことが普通であるから契約違反として相手の責任を問うことはできない。また自分の所有物に対する侵害として責任を問うこともできない。しかしこのような場面では不法行為責任を問うことができる。不法行為は紛争解決のためのバックアップ・システムであるといえる¹。

契約や所有のルールによって保護しえない利益を保護するという性格から、不法行為は、どのような利益侵害を法的保護の対象に含めるかという線引きの問題をつねに伴うこととなる。一般に財産権は保護対象として認められやすく、また家族法に定められている権利も保護されることに疑いはなかった。それに対して「人の人格に関わる事柄が、どこまで法的な保護の対象となるのかには、時代によって変化がある²」ことに注意が必要である。「人格」に関わる事柄として、たとえば個人の生命・身体に関する侵害、自由に対する侵害（監禁など）、名誉・プライバシーの侵害などが挙げられる。これらはみな、人格権としてまとめられている諸権利である。そして人格権の侵害には、それがどこまで不法行為とみなされうるかという問いが強く付随するといえるのである。

現行の民法には人格権の規定がない。つまり、どのような利益が人格権として法的に保護されるかはそのつど検討されるべき課題であり続ける。しかしだからこそ、自分の「人格的な」利益が侵害されたと感じて裁判で戦うことを決意した当事者やそれを支える弁護士が、また訴えに直面した裁判官が、さらには研究者たちが、人格権という概念に多様な内容を充填してきたといえるのではないか。たとえば窪田充見は、侵害された利益がまだ生成過程にある場合に、それを権利であると明確に主張するための表現として、人格権概念は有効でありうるという³。人格権概念は、多様な利益

¹ 参照、大村敦志『新基本民法1 総則編』有斐閣、2017年、11 - 23頁。「バックアップ」という表現については道垣内弘人『ゼミナール民法入門〔第4版〕』日本経済新聞出版社、2008年、494 - 495頁。

² 道垣内、前掲書、501頁。

³ 窪田充見『不法行為法 民法を学ぶ』有斐閣、2007年、129 - 130頁。ただし窪田は、ほかの理由から、人格権概念の必要性に懐疑的である。①損害賠償責任の成否という観点からは、名誉、プライバシー、自己決定権などの諸権利があれば足り、あえて人格権という一般的概念を追加する必要性は弱い。②ドイツ民法が一般的人格権概念をもつことを参照する向きも多いが、そこにはドイツ特有の事情があったのであり、日本民法と同一視できない、というのがその理由である。とはいえ、全体的にはこのように判断する窪田であっても、本文に述べたような人

の主張を包む傘のようなものとして、違う角度からいえば、多様な利益をまとめて入れておくことができる箱のようなものとして、機能してきたのである⁴。

その結果として、人格権の内容は多様化し豊かになり、その反面で概念の外延は不明確になってきた。たとえば木村和成は2015年の論考で、人格権をめぐる争いを「公害・生活妨害型」「名誉毀損・プライバシー侵害型」「氏名・名称侵害型」「通行妨害型」に分類したうえで、これらに収めることのできない争いが爆発的に増加していると指摘し、人格権の「主観化」そして「希釈化」が生じていることに懸念を示す⁵。ともあれ、私法における人格権という概念は、さまざまな「人格的」な利益の主張を力づける効果をもち、その内容を多様化し概念の外延を拡張する方向に働いてきたといえる。

3. 情報法における「人格権」（1）著作権と「人格権」

先に確認した「財産を保護するための法と、財産ではない価値（利益）を保護するための法」という私法上の二分法は、著作権法にそのまま反映している。しかも著作権法では、著作者財産権（狭義の著作権）とは別の権利として著作者人格権が明記され、その具体的内容が定められており（①公表権、②氏名表示権、③同一性保持権。著作権法17～20条。そのほかにも82条、113条6項などがある）、人格権にあった外延の不確かさは払拭されている⁶。しかし逆にいえば、新たな人格的利益の主張を含むことができるだけでなく、その多様化を促進しようという人格権概念の特徴を失

格権概念のいわばレトリックとしての効果を承認していることに本稿は注目したい。

⁴ 多様な人格権の法的保護をより充実させる目的から、齊藤博は、ドイツ民法を参照しつつ、日本における民法改正に際して人格権を明記すべきことを強く主張する。齊藤「人格権を規定することをどう考えるか—規定するとすれば、どのように規定すべきか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える（法律時報増刊）』日本評論社、2008年、43頁以下。また大村敦志も、1994年のフランス民法典の改正を参照しつつ、民法総則の「人」編で人格権を明記して「総合的に『人』を論ずる必要性は大きい」とする。大村敦志『新基本民法6 不法行為編』有斐閣、2015年、54頁。ただし人格権を明記する必要性を疑う立場もある。前注3の窪田充見の見解を参照。

⁵ 木村和成「近時の裁判例にみる『人格権』概念の諸相」『立命館法學』2015年（5・6号）、163頁。また齊藤博は、人格権を積極的に認めてきたドイツ民法において、①生命、身体、健康、②自由、③著作者の人格、④氏名、⑤名誉、⑥肖像、⑦生活像、⑧性格像、⑨語られた言葉、⑩書かれた言葉、⑪私生活と秘密分野、が人格権として争われてきたという。齊藤博『人格権法の研究』一粒社、1979年、第二部第五章。

⁶ 窪田、前掲書、133頁。

い、切り詰められた姿であるとも解釈できる。

著作者人格権を、一般的な人格権とどこまで連続的に理解するかという著作権法上の重要な論点は、この概念の機能に関係すると思われる。斉藤は、人格権概念がもつ「個別的人格権を生み出す母権（Mutterrecht）としての性格」を強調し、「著作者人格権にしても、一般的人格権を母権とする個別的人格権の一つと位置付けることができ」とし、一般的人格権との同質性、近さを強調する⁷。斉藤は、母権から生み出される多様な人格的利益をさらに多様化させようという姿勢を採っていると推定される。これに対し、著作者人格権の特殊性、つまりそれが一般的な人格権と異なる権利であることを強調する立場もある。その理由としてしばしば指摘されるのは、①著作者人格権の主体は（すべての人でなく）著作者に限定されること、②現状の著作権法において著作者人格権の保護が強すぎるほどに強いことを考慮すれば、一般的人格権と異なって放棄の可能性を認めるべき場合があること、などである⁸。この立場は、著作者人格権を人格権一般から切り離すことによって、人格的利益の保護だけにとどまらない著作権の社会的機能（著作物の利用・流通の促進）をも重視しようとする姿勢に連なるものと思われる。

4. 情報法における「人格権」（2）プライバシー権と「人格権」

プライバシー権はまさに人格権の一要素として承認されてきた権利の一つである。私生活ないし私的情報の保護という意味でのプライバシー権は、民法に明文規定が置かれることによってではなく、『宴のあと』事件（東京地判昭39・9・28 下民集15巻9号2317頁）、『石に泳ぐ魚』事件（最判平14・9・24 判時1802号60頁）などの判例によって確立された。『宴のあと』事件で東京地方裁判所はプライバシー権を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定式化した。そしてその権利を「近代法の基本理念の一つであり、また日本国憲法によって立つところでもある個人の尊厳という思想」から導く。ここでプライバシー権を承認する根拠とされているのは、憲法13条前段「すべて国民は、個人として尊重される」という規定であると考えられる⁹。

⁷ 斉藤博『著作権法〔第3版〕』有斐閣、2007年、143頁。

⁸ 中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年、360頁以下の整理が有益である。

⁹ 参照、長谷部恭男『憲法〔第7版〕』、新世社、2018年、147頁。長谷部は通説と異なり、プライバシー権など憲法に明文根拠がない権利を13条前段から（後段からではなく！）導出するが、その理由づけは説得的である。

さらに興味深いことは、その後の判例などでプライバシー権の内容が大きく変貌・拡張されてきたにもかかわらず、それが人格権の一つとみなされ続けている点である。プライバシー権は、上記のように、私生活ないし私的情報に干渉されない権利として確立した。しかしそれは、個人の私的な生活領域における自己決定権を含む意味に変化し、さらに情報化社会の高度な発展に伴って、自己に関する情報をコントロールする権利として理解されるようになってきている¹⁰。判例はこの変化・拡張を承認し、牽引している（典型的な例として、江沢民講演会名簿提出事件、最判平成15・9・12民集57巻8号973頁）。人格権と同様に、その一要素であるプライバシー権もまた、自身の内容を多様化し、その外延を拡張し続けている権利なのである¹¹。

5. 憲法学における、もう一つの「人格」論

ここまで、私法上の権利としての人格権の機能を見てきた。注目すべきは、人格権が民法に明文規定をもたないこと、しかしそれゆえにむしろ新たな、さまざまな「人格」的利益を主張する母体として機能してきたということである。この性格が、人格権の具体的制度化としての著作権人格権をどう理解するか（母権としての性格をどう維持するか、それとも放棄するか）という議論を産み、また人格権の一要素としてのプライバシー権の多様化・拡張を後押ししていると考えられる。

¹⁰ 注意すべきことは、人格権を侵害しうる主体がもっぱら私人と想定されるのに対して、プライバシー権を侵害しうる主体は私人のみならず国や公共団体の機関でもありうることである。とくに、プライバシー権の内容が自己情報に関するコントロール権へと移行するにつれて、プライバシーに属する情報を収集・利用・提供する主体としての国や公共団体の機関の重要性は高まる。いまやプライバシー権は私法上の権利としての人格権である部分と、憲法上の権利（主に個人と国家との関係に関わる権利）である部分との双方を含むことになっている。

¹¹ 人格権は私法上の権利であり、憲法上のいわゆる人権（基本的人権）とは異なる。しかし前述のように、民法上に明文根拠を欠く人格権としてのプライバシー権を導き出す根拠として、裁判所は憲法13条に依拠してきた。憲法上の人権と私法上の権利とはどのように関係するか。これは憲法と民法の関係という大きな問題につながる問いであり、人権の私人間効力というこれも大きな問題と大きく重なる問いでもあるが、今回は詳述しない。問題状況を整理したものとして、愛敬浩二「『憲法と民法』問題の憲法学的考察」『法政論集』230号、2009年所収。また人格権を主題とした憲法と私法との関係を検討し、憲法上的人格権と私法上的人格権の混同を警戒する上村都「憲法上的人格権と私法上的人格権」『憲法問題』第21号、2010年、所収、を参照。

ところが「人格」という概念には、これとは別の、むしろ逆の使用法がある。その舞台は憲法学、それも前述した憲法13条の解釈の場面である。

前述したように、憲法13条は明文根拠をもたない権利（プライバシー権）を導出する根拠となっていた。そのため13条は包括的基本権と呼ばれることがある。しかし、明文根拠を持たないにもかかわらず憲法によって保護されるべき人権はどのような人権なのか、どこまでの範囲なのか。ここで二つの立場が争うことになる。①一般的自由権説。これは、13条前段の「個人として尊重」、後段の「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利」とは、あらゆることをなす一切の人間の自由（殺人の自由などをも含む）を保障していると考え。その上で、あらゆる自由に対して公共の福祉によって制限をかけ、人権として認められる範囲を確定する、とみなす。②人格的自律にもとづく権利説。この説の代表的主張者である佐藤幸治は、13条前段の「個人として尊重」とは「一人ひとり人間が人格的自律の存在…として最大限尊重されなければならないという趣旨である」と解する。「人格的自律の存在」であるとは、換言すれば、「“自己の生の作者である”ということ」である。その上で、13条後段の「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利」とは、人格的自律の存在としてあり続けるうえで重要な権利だけを包括的に保障するための表現である、とみなす¹²。

佐藤は、①の一般的自由権説に立つと人権の範囲がいちじるしく拡張してしまい、人権のインフレ化が生じることを懸念する。また、ハンセン病患者の人権侵害の程度のいちじるしさに触れながら、その人権侵害は患者が「人格的自律の存在」であることそれ自体を否定するほどのものであり、強い非難に値すると述べる¹³。総じて、佐藤が「人格」という語を用いるのは、それこそが人権のなかでも特に重要な、中核的な人権の根拠であるとみなすためである¹⁴。佐藤にとって「人格」はいわば人権の「背骨」なのであり、それは人権の野放図な拡張・多様化をむしろ抑制するために導入された概念なのである。

樋口陽一は、佐藤の「人格的自律」説を、奥平康弘の「実態的価値にもとづく自由」論と並べて、「拘束の欠如」としての自由観とは異なる「規範創造的な自由」論の試みと評価する。その背景には、17世紀のイギリス革命、18世紀のアメリカ独立革命とフランス革命のいずれにおいても「国家『からの』自由という枠組みをつくりあげ

¹² 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂、2011年、120-124頁。

¹³ 佐藤、前掲書、176-177頁。

¹⁴ もちろん、佐藤説に対しては、なぜ「人格」を語る必要があるのか、人格的自律の存在たりえているかどうかを誰がどう判断するのか、などの疑問が突き付けられる。

るそのことのためには、『理性的な自己決定』による『規範創造的な自由』が不可欠だった」という歴史的経緯への注意を促そうという意図がある¹⁵。

まとめよう。民法、情報法における「人格」権の機能と、憲法学における「人格」概念の機能の方向性は逆を向いている。多様な「人格的」利益を広く保護するための「人格」権と、人権のインフレを抑え、あるべき自由・人権の核を考え続けるための「人格」概念。同じ語をめぐるこの大きなズレ——むしろ方向性の衝突——が、人格権、人格という語をわかりにくいものになっている一因ではないだろうか。憲法、民法、情報法などをひろく学ぶ場面においてはとくに、この方向性の違いを明確に意識することが重要であると思われる。

¹⁵ 樋口陽一「立憲主義の基礎としての『規範創造的自由』」『憲法 近代知の復権へ』平凡社ライブラリー、2013年所収、80-81頁。また同書所収「西欧憲法学の相互認識」も参照。

執筆者紹介（執筆順）

渡邊 幸雄	総合教育センター教授
加藤 順一	学修支援センター教授
小川 和久	総合教育センター教授
片山 文雄	総合教育センター教授

2021 年度 総合教育センター教職系 活動実績

1. 年間の活動

4月	8日 9日	教育実習オリエンテーション（4年次） 教育実習申し込みオリエンテーション（3年次）
5月		教育実習（4年次）（～10月） 公立高校 教員採用試験 一次対策 毎週月曜日（～7月）
6月		
7月	29日	第1回 教員養成審議委員会
8月	6日～8日	教員免許状更新講習【新型コロナウイルス感染症によりオンラインによる実施】
	17日～18日 24日・31日	高等学校産業教育研修会（ロボット制御）（3年1名、院生1名、計2名参加） 公立高校 教員採用試験 二次対策（面接、論作文）
9月	10日 24日	公立高校 教員採用試験 二次対策（面接、論作文） 第2回 教員養成審議委員会【持ち回り形式】
10月	8日 19日	教育実習 事前事後指導 オリエンテーション 仙台市立仙台工業高等学校「一日実習」（2年次）
11月	5日 27日	第2回 教員養成審議委員会【持ち回り形式】 全国私立大学教職課程協会 教職課程に関する研究交流集会【オンライン参加】
12月	9日 10日 17日	第3回 教員養成審議委員会【持ち回り形式】 宮城県工業高等学校見学（学校インターンシップ代替） 宮城県 教員採用説明会
1月		
2月		
3月	2日	第4回 教員養成審議委員会

2. 活動の様子



6月17日・18日

東北大学教育学研究科の大学院生である石川美希さんによる聴覚障害者への支援に関する講義。「生徒・進路指導論」の授業の一環として実施しました。



8月17～18日

高等学校産業教育研修会（ロボット制御）に教職課程の学生（3年生1名、大学院生1名）も参加をしました。



10月19日

2年次 仙台工業高校「一日実習」を実施しました。



12月17日

宮城県 教員採用説明会
大学3年生、4年生の計9名の参加がありました。

3. 教員免許取得者

E			T			A	
工業	情報	専修	工業	情報	専修	工業	専修
3	1	0	0	1	1	6	0

C		K			CD	SD	MC
工業	専修	工業	情報	専修	工業	工業	商業
2	0	0	0	0	1	4	5

D		合計			合計	人数
専修	工業	情報	商業	専修		
0	16	2	5	1	24	23

4. 2021年度 教員就職の状況（新規採用） *総合教育センターが把握している者のみ掲載

2021年度 卒業生 修了生	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小熊謙斗 生活デザイン学科（山形県 私立高校 講師（工業）） ・ 山根 海 経営コミュニケーション学科（宮城県立学校 常勤講師（商業）） ・ 及川龍人 建築学科（仙台市立学校 非常勤講師（工業）） 大学院在学中 ・ 遠藤みづき 生活デザイン学科（仙台市立学校 非常勤講師（工業）） <p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 菅原直人 工学研究科 通信工学専攻（宮城県立高校 教諭（工業）） ・ 遠藤和典 工学研究科 電子工学専攻（宮城県 私立高校 非常勤講師（工業））（在学中）
既卒生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北川莉奈 電気電子工学科 2019年度卒（仙台市立学校 教諭（工業）） ・ 小林恭介 建築学科 2013年度卒（仙台市立学校 常勤講師（工業））

5. 「教職実践演習」(4年次) レポート 「教職課程・教職実践演習を通して学んだこと」

工学部 電気電子工学科4年 佐々田一步

私は、今日まで教職課程を受講してきたことで、人間的(社会人として)に大きく成長できたと感じている。「教職課程のためのポートフォリオ」でも教職に限らず社会全体でも必要となる項目のコミュニケーション、他者との連携・協力の欄が大きく成長している点からも、成長していることを実感している。

このように大きく成長できたきっかけは、やはり教育実習である。私は、母校である仙台市立仙台工業高等学校にて教育実習生としてお世話になった。この時、担当の先生含めたくさんの先生方は「教師としての技術は経験によるものが大部分、だから教育実習では教師としてよりも社会人として大きく成長できるように取り組んでもらいたい。」とおっしゃっていた。この言葉を受け、私は取り組む姿勢を見直し、教科指導だけではなく先生方が日常的に行っている業務に積極的に関わろうと決意した。具体的にはホームルームやクラスの欠席者の報告、他学科や保健室、進路課との連携などに自分から積極的に関わった。最初のうちは知らないことも多く戸惑いがあったが、慣れてくるにつれて自分の状況を客観的に見るができるようになり、やるべきことの明確化、効率的に動くためにはどうしたらいいかなど、社会人として重要な能力が確実に向上していることが感じられた。

このような経験から、教育実習に対する考えが大きく変わった。教育実習の本来の目的としては、教師としての能力、姿勢を学ぶものであると認識していたが、これに加え社会人としての能力を鍛えることができることもとても感じた。今回、最初の段階でこのことに気づくことができ、教師としても社会人としてもとても貴重な経験ができたと思う。これは先生方のサポート、後押しのおかげで経験できたことであると感じている。同時に後押しして下さった先生方の姿に「教師として導く者」を強く感じることができた。

これまで受講してきた教職課程を通して、教職のことに限らず非常に多くのことを学ぶことができ、成長もできたと感じている。教職課程で学んだことは就職先でも大きなアドバンテージになると考えている。例えば後世を育てていく人財育成、他部署との連携など、教職課程で学んだことを大いに活かし活躍できると確信している。今後は職場で多くの経験を積み、社会人として大きく成長できるよう挑戦をしていき、もし教育現場に関わるようなことがあっても経験を活かせるように自己研鑽を続けていきたい。

教職実践演習では、主に『「主体的」とは一体何か』ということについて深く考える機会が多くあったと思う。そもそも「主体的」というのは、自分の判断や考えによって行動する様子のことを言う。講義の中でも、主に「生徒の主体性」について述べられていることが多かった。生徒の主体性を向上させることで、生徒の成長につながるといった話だ。これはとても大事なことであり、生徒の主体性を向上させるために先生としてどのような行動をするべきなのかを学ぶことができた。そして、それに加えて、「先生の主体性」というのも大事だと改めて考えることができた。授業やそれ以外の活動もそうだが、「生徒は先生のことを案外よく観察している」というのを、生徒と先生のどちらの立場も経験してきたことでよく理解することができた。先生の行動は常に見られているものであり、またその行動を見て生徒の活動や考えに影響を与えていると思う。先生が先生自身の考えをしっかりと持ち、その芯を曲げず、生徒に親身になって接することができるかというのが、大切なのではないかと考える。また、生徒は全員が積極的に自分の考えを話してくれるわけではない。先生が生徒に歩み寄り、生徒の考えや思いを引き出してあげることが大事である。このように、「先生の主体性」を上げていくことが実は「生徒の主体性」を引き上げるきっかけになるのではないだろうか。

教職課程全体を通して「対話」の重要性を改めて感じることができた。自分の考えを相手に伝えることが苦手だった自分だが、様々な講義や教育実習を通して、瞬時に自分の考えをまとめ、相手にわかりやすい言葉で伝える難しさと楽しさを学ぶことができたと思う。教育実習で対話の重要性を再認識した後、普段の生活の中で先生や仲間と「対話」する際に、今までとは違う充実したものを得ることができた。

これから先の人生で、先生として生きるか、それ以外で生きるかは未定であるが、確実にこれまで学んできたスキルはどの道でも活かすことができるものだと思う。また、「やりがい」「達成感」など教育実習で得られたものは、これから先のモチベーションに大きく影響するものではあるが、それは「教育実習」で得られたものであり、実際に現場で何年も先生として活動した時に得られるものとは大きく違うということを入念に入れておく必要がある。現在生じている教育現場での問題点や改善点を、すべて身をもって体験できたわけではないため、「分かった気にならない」ということが大切である。

4年間、大変お世話になりました。おかげさまで無事教育実習も終え、次のステップに進むことができます。これから先どのような道に進むかはわかりませんが、教職の道に進むことになった場合、またお世話になるかもしれません。その時はまたよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

東北工業大学総合教育センター「教職研究紀要」刊行規程

令和2年4月1日

東北工業大学教職課程センター

- 1 東北工業大学総合教育センター（教職分野）は、『東北工業大学 教職研究紀要』（以下、『教職研究紀要』）を刊行する。
- 2 『教職研究紀要』の編集は、東北工業大学教職研究紀要編集委員会が行う。
- 3 『教職研究紀要』は、研究論文、研究ノート、実践記録、書評などから構成される。
- 4 『教職研究紀要』に掲載される内容は、次のとおりとする。
 - （1）原則として教職教育に関するものとする。
 - （2）研究論文等は、未発表のものに限る。
- 5 機関紙の発行時期は、原則として年度末とする。
- 6 この規程に関する事務は、総合教育センター事務室において行う。
- 7 この規程の改廃は、東北工業大学教職研究紀要編集委員会で決定する。

東北工業大学教職研究紀要

第7号

発行日 2022年2月28日

発行 東北工業大学総合教育センター（教職分野）
宮城県仙台市太白区八木山香澄町 35-1
Tel 022-305-3700

印刷 株式会社 郵辨社

THE TEACHER EDUCATION RESEARCH BULLETIN of TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY

Vol. 7
March 2022

Contents

Research Article

- History of School Tour Program in Sendai Technical High School:
A Practical Report from the Establishment of the Tour Program,
its Cessation due to the Corona Pandemic, and its Resumption
..... WATANABE Yukio..... 1
- Student Guidance at Sendaidaiichi High School:
Focusing on Special Activities
..... KATO Junichi.....13
- Super Science High Schools Activities at Sendaidaiichi High School:
Focusing on "Academic Research"
..... KATO Junichi.....21
- Safety Education for School Children and Students and
Their Proactive Learning Activities According to Developmental Stages
..... OGAWA Kazuhisa.....27
- Memorandum of Personality Rights / Persönlichkeitsrecht
..... KATAYAMA Fumio.....33

Center for General Education (Teacher Education Division)
TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY

35-1, Yagiyama Kasumi-cho, Taihaku-ku, Sendai,
982-8577, Japan